

第27回 河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所)の開催報告

平成21年8月3日(月)に「第27回 河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所)」が開催されました。前回(第26回)委員会審議事項の承認がなされ、その後、継続占用許可申請施設(野洲川ふれあい広場)について、前回委員会での指摘事項についての説明、並びに審査表に基づく審議が行われました。



▲第27回河川保全利用委員会

開催日時:平成21年8月3日(月) 13:30~15:40

場 所:守山市生涯学習会館 エルセンター 大会議室

参加者数:委員7名 河川管理者3名 事務局3名 傍聴者9名

議事次第

1. 開会
2. 議事
 - 1) 第26回委員会活動の整理事項
 - 2) 野洲川ふれあい広場の更新申請に係る審議
 - (1) 前回委員会の指摘事項について
 - (2) 審査表の審議
 - 3) 委員会の今後のスケジュールについて
3. 一般傍聴者からの意見聴取
4. 閉会

配布資料

- ・議事次第
- ・第26回河川保全利用委員会 議事骨子整理表
- ・第26回河川保全利用委員会 審議事項の整理表
- ・前回指摘事項に対する回答
- ・野洲川ふれあい広場占用許可申請説明書
- ・審査結果一覧表(各委員の意見集約)
- ・野洲川ふれあい広場現地写真
- ・今後のスケジュールについて

第27回 河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所)審議の概要

◇野洲川ふれあい広場の更新申請に係る審議について

【前回委員会での指摘事項について】

前回(第26回)委員会において委員から指摘された以下の点について河川管理者から説明が行われました。

- せせらぎ水路の通水前の清掃について、申請者である野洲市・守山市に確認を行ったところ、野洲市シルバー人材センターへの委託により実施しているとの回答でした。

委員からさらに実施頻度、裸足で入ることへの対応について追加で質問がありましたが、回数は通水前の1回、裸足で入ることへの対応は清掃以外実施していないとの説明がされました。

- 今年度はせせらぎ水路に通水しないことについて、同様に申請者に確認した結果、今年度は予算措置できないため、来年度以降は経費全体を見直して、予算の確保に努めるとの回答でした。

また、予算確保の見通しについて質問がありましたが、現時点では確約できるものはないものの、予算要求の手続きは行っているとの説明がされました。

- 取水ポンプに近接して既設の取水施設があることの影響については、河川管理者が平成2年度に検討した結果を説明したうえで問題がないと判断されたと回答されました。
- 占用目的が「親水広場」となっているが、占用目的をカテゴリー化したものはないのか、という質問については、河川管理者からカテゴリー化されてはならず、占用許可の目的となりうる施設名が例示されていることの説明がなされ、今後は占用目的を「広場」として取り扱うとの回答がありました。

【審査表の審議について】

「河川敷占用許可申請・審査の手引き」に基づく審査表について、各項目の審議が行われました。

審議の中で委員から次のような意見が出されました。

- せせらぎ水路の存在意義について、「川でなければならぬ利用、川に活かされた利用」に寄与しているのかどうか。申請者は「水辺とふれある」の「水辺」をせせらぎ水路であると位置づけているが、高水敷そのものが水辺であるということを確認してもらいたい。
- 低水護岸からの転落という危険があるのもう少し配慮をされた方が良いのではないか。
- 身体障害者用の駐車スペースを確保していただきたい。
- 流域住民や利用者からの意見聴取は是非実施していただきたい。
- 園路の舗装が過剰ではないか、改善の余地があるのではないか。
- 高木植栽については常緑樹であるため違和感があるのではないか。

【今後の審議について】

今回の意見を整理したうえで調整作業会を開き、これらの意見を踏まえて意見書の原案を作成し、次回(第28回)委員会において審議することとなりました。

今後の委員会開催予定

● 第28回委員会

日 時:平成21年10月5日 18:00～ 場 所:ライズヴィル都賀山 会議室「ローザ」

■ 主な審議内容

・野洲川ふれあい広場に係る意見書(案)の審議

※審議内容については、進行の都合上、変更となる場合があります。

河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所)

委員会ニュース

第29号 2009年8月発行

【編集・発行】河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所)

【連絡先】国土交通省 近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所 占用調整課
〒520-2279 滋賀県大津市黒津4-5-1

TEL:077-546-0844(代表) FAX:077-546-6840
ホームページ●<http://www.biwakokasen.go.jp/kasen-hozen/>
E-mail●info@biwakokasen.go.jp

「河川保全利用委員会」とは、公園など河川敷を占用する施設の新設・更新の許可にあたって、河川環境の保全・再生を重視する観点から、個々の案件毎に学識経験者等の意見を聴いて判断するために設置されたものです。